

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

(基本方針)

当社は「テクノロジー・イノベーションで明日を創る」の志を胸に企業の社会的責任を十分に認識し、経営の効率性、透明性を向上させ、企業価値・株主価値を増大させることをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としております。その方針の下、経営のスピード化、活性化、透明性の向上をはかってまいります。

(施策の実施)

当社の経営管理組織につきましては、経営の最高意思決定機関として取締役会を月1回開催するほか、取締役会が決議した経営基本方針及び業務上重要事項等を協議、効率的に実行、運用するために取締役、監査役および役職者で構成されるマネジメントミーティングを開催し、役職者が各担当部署の業務執行状況の報告を行い、その内容について出席者が意見具申を行うことで情報の共有化と社内の牽制ならびに意思統一をはかっております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場会社としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
若山 健彦	374,065	5.07
川田 勝大	160,000	2.17
神谷 和秀	145,000	1.97
大野木 弘	118,000	1.60
入交グループ本社株式会社	114,760	1.56
深海 康史	95,200	1.29
株式会社SBI証券	94,300	1.28
大西 康弘	90,000	1.22
相澤 均	88,000	1.19
J.P.MORGAN SECURITIES PLC FOR AND ON BEHALF OF ITS CLIENTS JPMSP RE CLIENT ASSETS - SETT ACCT	78,401	1.06

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明 更新

(注)持株比率には自己株式(74,544株)を控除して計算しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 JASDAQ

決算期

3月

業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
児玉 純一	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
児玉 純一			児玉純一氏を社外取締役とした理由は、情報機器分野での経験・識見が豊富であり、変革に取り組んでいる当社の事業領域、事業内容および方向について理解し、独立した立場から経営への助言や監督の任務を遂行しうる適任者であると判断したためです。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役監査の状況

当社の監査役会は、監査役3名(常勤監査役1名、社外監査役2名)で構成されており、監査役会を原則毎月1回開催しております。各監査役は監査役会が定めた監査の方針、監査計画、業務分担等に従い、取締役会及びその他の重要な会議に出席し、意見を述べる等、取締役の業務執行が適正かどうかの監査を行っております。また監査部門及び会計監査人と情報交換、意見交換を行うなど連携を密にして、監査の実効性の向上に努めております。

監査役会における主な検討事項としては、法令、定款並びに監査役会規則の定めに従い、監査役会を運営し、各監査役より監査に関する報告を受け、必要な協議または決議を行うとともに、監査役間の情報・意見交換に努めました。当期の重点監査項目としては、次の項目を選定し、取締役および関係部門との連携および情報の共有化を相互にはかると共に、監査役間の意思疎通に努め、適正な監査に努めました。(1)職務執行の適法性および妥当性、(2)職務執行の効率性、(3)内部統制システムの構築状況、(4)コンプライアンス体制の運用状況、(5)計算書類と事業報告の内容、(6)東証開示ルールに基づく情報開示の状況、(7)会社財産の管理状況、(8)人材の育成・強化への取組状況であります。

常勤監査役の活動としては、年間の監査計画に基づき取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な拠点において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、主要な子会社の監査役を兼務しており、同社の取締役会その他重要な会議に出席し、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、事業の報告を受けるほか、本社及び営業所等へ赴き、その業務及び財産の状況を調査しました。

なお、常勤監査役門井豊氏は、当社取締役及び当社において管理部門の責任者としての豊富な経験と実績を有しております。

内部監査の状況

当社における内部監査は、代表取締役社長を最高責任者とし、監査部門が中心となり内部監査を実施しております。内部監査の状況は、監査部門(専任者1名)が、監査計画に基づき内部監査を実施し、改善事項の指摘・指導を行い、監査結果を代表取締役社長に報告しております。監査役、監査部門及び会計監査人は、必要に応じて、監査計画やその結果等について情報交換を行うことにより連携を図り、効率的かつ効果的な監査に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中根敏勝	弁護士													
瀧川秀則	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

中根敏勝	弁護士法人サクセスト代表社員 当社は、弁護士法人サクセストとの間で、弁護士業務に係る業務委託契約を締結しております。	金融機関での経歴および弁護士としての職務を通じて培ってきた豊富な経験、実績、見識を当社の監査に活かしていただくためです。
瀧川秀則		金融機関における経歴及び経営者としての豊富な経験、実績及び知見を当社の監査に活かしていただくためです。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入、その他
該当項目に関する補足説明	

2019年6月25日開催の第63回定時株主総会にて、取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件が承認可決されております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
-----------------	---

該当項目に関する補足説明 更新
2015年6月26日開催の第59回定時株主総会にてストックオプションとして新株予約権を発行する件が承認可決され、2015年10月15日を割当日として新株予約権を発行しております。
2016年6月29日開催の第60回定時株主総会にてストックオプションとして新株予約権を発行する件が承認可決され、2016年10月14日を割当日として新株予約権を発行しております。
2018年6月22日開催の第62回定時株主総会にてストックオプションとして新株予約権を発行する件が承認可決され、2019年1月18日を割当日として新株予約権を発行しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明 更新	

2020年3月期における取締役を支払った報酬等の額は、以下のとおりとなっております。
取締役10名 102,810千円

取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
上記報酬等の額には、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額4,768千円を含んでおります。
上記報酬等の額には、譲渡制限付き株式の付与による報酬額として、4,501千円を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、その内容は株主総会の決議による報酬総額の限度内で、役員個々の職責及び貢献に応じて決定しております。

当社の取締役(社外取締役を除く。)の報酬額については、使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与は含まないものとし、固定基本報酬とストックオプション並びに譲渡制限付株式の付与のための報酬により構成されております。その具体的な報酬の額等については、株主総会にて決議された金額の範囲内で取締役会の一任を受けた取締役社長が決定しております。

当社の取締役の報酬限度額は、2019年6月25日開催の第63回定時株主総会において年額200,000千円以内(うち、社外取締役の報酬等の額は年額20,000千円以内)と決議いただいております。また、これとは別枠で、取締役(社外取締役を除く。)に対する株式型報酬(譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬)の限度額は、2019年6月25日開催の第63回定時株主総会において、年額40,000千円以内と決議いただいております。なお、譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬は、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として支給するものであります。

当社監査役の報酬額については、固定基本報酬とストックオプションにより構成されております。その具体的な報酬の額等については、監査役全員の協議によって決定しております。

当社監査役の報酬限度額は2019年6月25日開催の第63回定時株主総会において年額36,000千円以内と決議いただいております。

なお、当事業年度における当社の役員の報酬等の額の決定過程ですが、取締役につきましては、2019年6月25日開催の取締役会において取締役社長に一任することの承認決議を得たうえで、代表取締役会長兼社長若山健彦が各取締役の報酬額を決定いたしました。また、監査役につきましては、2019年7月23日開催の監査役会において、監査役全員の協議によって決定いたしました。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

担当部署は管理部門

取締役会開催に際し、事前に役員より説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は会社の機関として、株主総会、取締役及び取締役会、監査役及び監査役会並びに会計監査人を設置しております。また、業務執行の監督機能の強化を目的として社外取締役及び社外監査役を選任しております。なお、社外取締役及び社外監査役には、法律又は財務及び会計に関する相当程度の識見及び経験を有している者を選任しております。また、執行役員制度を採用し、取締役会の企業統治体制の補助をしているほか、下記に示す各機関により個別経営課題についての協議や相互監視等を行っております。

< 取締役会 >

取締役会は提出日現在、代表取締役会長兼社長 若山健彦を議長として、社外取締役1名を含む取締役6名で構成されており、原則として月1回の定例取締役会を開催することとしております。また、必要に応じて臨時の取締役会を開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項及びその他経営に関する重要事項を決定しております。なお、取締役会には、経営執行の公正性・透明性を図るために、常勤監査役1名及び社外監査役2名が出席し、取締役の職務遂行を監視しております。さらには、必要に応じて各部門の部門長、子会社の部長を出席させております。

< 監査役会 >

監査役会は提出日現在、常勤監査役 門井豊を議長として、社外監査役2名を含む監査役3名で構成され、取締役会その他重要な会議に参加しているほか、原則として月1回の定例監査役会を開催し、監査役相互の情報共有、効率的な監査実行体制の構築に努めております。なお、監査役会の構成員の氏名は役員一覧に記載のとおりであります。また、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査役を1名選任しております。

< 会計監査人 >

当社は三優監査法人と監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法の規定に基づき、公正不偏な立場から厳正な監査を受けております。

< マネジメントミーティング >

マネジメントミーティングは、グループ経営会議という位置付けで、社内役員、顧問、執行役員及び主要なグループ会社役員10名で構成されており、原則として週1回開催しております。グループ全体の業務執行状況の把握や課題に対する具体的な検討を行い、業務執行上必要な判断や情報共有を迅速に行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は監査役制度を採用しております。豊富な経験と高い見識を有する監査役が、取締役会その他重要な会議への出席、取締役等からの事業報告の聴取、重要書類の閲覧等を通じて取締役の職務執行を監査しており、経営の監視について十分に機能する体制が整っていると認識し、現状の体制を採用しております。さらに独立性のある社外取締役や社外監査役の選任による経営監督機能の強化や執行役員制度の導入等による意思決定や業務執行の迅速化・効率化を図り、実効性のある企業統治体制を構築しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第64回定時株主総会(2020年6月25日開催)につきましては、2020年6月10日に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	決算取締役会の開催日、監査日程、スムーズな総会準備等のための時間を確保するため、6月月末に近い日程で、集中日を避けて設定するようしております。
電磁的方法による議決権の行使	株主総会の招集通知を送付する際に、電磁的方法により議決権行使できる旨、議決権行使を行うインターネットウェブサイト(https://evote.tr.mufg.jp/)並びにQRコード、また、本人確認のためのログインID及びパスワードを株主様宛に通知しております。
その他	第64回定時株主総会につきましては、インターネットでライブ中継を実施いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会を開催いたしております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	2019年5月20日にアナリスト向け決算説明会を開催いたしました。	あり
IR資料のホームページ掲載	IR資料について、適宜当社ウェブサイトに掲載いたしております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部門に広報マーケティンググループを設置し、IR業務を担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	コンプライアンス規程を定め、株主様に対して、適切な情報開示を実施しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」として決定した内容の概要は、以下のとおりであります。

a. 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役は全従業員に法令・定款の遵守を徹底するため、コンプライアンス規程を作成し、法令および定款遵守の周知徹底と実行をはかる体制を構築します。

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、組織全体として毅然とした態度で臨むものとし、取引関係を排除し、その他一切の関係を持つことのない体制を整えます。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、社内規程に基づき、重要な会議の議事録や重要な決裁書類を適切に作成、保存します。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 決裁権限規程に基づき、付与された権限を越える業務を行う場合は、上位への稟議と許可を要し、許可された業務遂行に伴う損失の危険を最小限にとどめる体制を整えます。

ロ. 不測の事態が生じた場合または予測された場合には、迅速な対応を行い、損失の危険を最小限にとどめるため必要な対応を行います。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

達成すべき目標を明確化するとともに、取締役会において各取締役の職務管掌を定め権限と責任を明確にし、職務の執行の適正化をはかります。

e. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. グループの経営基本方針を子会社に周知するとともに、子会社から経営状況や業務執行内容の報告を受ける体制をとり、子会社の経営が正しく行われていることをチェックします。

ロ. 子会社に対しては、業務の適正を確保するため、コンプライアンス等に関する方針を提示し、当社に準ずる体制を整備します。

ハ. 監査部門が、連結業績への影響度を踏まえ、子会社の業務監査を定期的実施します。

f. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項ならびに従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助するための従業員を置く場合、その任命、異動、評価、懲戒に関しては、監査役会の意見を尊重した上で行うものとし、当該従業員の取締役からの独立性を確保します。

g. 取締役および従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役および従業員は、監査役に対し業務または業績に与える重要な事項、法令違反、定款違反および不正行為の事実、または損害をおよぼす事実を知ったときは、その内容を速やかに報告します。

h. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の監査職務遂行を補助する体制として会計監査人および監査部門との緊密な連携をはかり、必要に応じ代表取締役は監査役会と情報交換を行い、監査役監査の重要性和有用性に対する認識を一にし、監査の実効性を確保します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、組織全体として毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力・団体との取引関係を排除、その他一切の関係を持つことのない体制を整えます。また不当な要求が発生した場合は、管理部門が対応します。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制については、適時開示に係る担当部署を定め、情報を取得後速やかに所管部署との協議を実施し、手続に則った適正な開示を行っております。

また、コンプライアンス規程に基づき、株主様に対して、適切な情報開示を実施して透明性の高い経営を行うとともに、インサイダー取引管理規程を定め、インサイダー取引の未然防止に努めております。

当社のコーポレート・ガバナンス

